

おんが

議会だより

遠賀村議会第一回定例会が一月二十七日招集され、六日間の会期で次の議案が審議されました。

上程議案

1 遠賀村を遠賀町とすることについて

可決

2 昭和三十八年度遠賀村歳入歳出追加更正予算

可決

3 昭和三十八年度特別会計遠賀村国民健康保険歳入歳出追加更正予算

可決

4 昭和三十八年度特別会計遠賀村簡易水道歳入歳出追加更正

可決

5 遠賀村一般職職員の給与に関する条例の一部改正について

可決

6 遠賀村議会の議員の報酬及び費用弁償などに関する条例の一部改正について

否決

7 遠賀村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

可決

8 福岡県旧町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部を改正する規約の制定について

可決

9 専決処分承認を求めるところについて

(処分事項)

遠賀村国民健康保険条例の一部を改正する条例及び遠賀村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の施行について

可決

10 専決処分の承認を求めるところについて

(処分事項)

昭和三十八年四月から六月までの長雨による被害農業者に対する経営資金の融通に係る利子補給費の義務負担等について

可決

11 遠賀村退職手当支給条例の一部改正について

継続審議

町制施行について

本村は、昭和四年四月一日、旧浅木・島門の両村が合併して遠賀村となり、本年は丁度満三十五周年に当るのでありますが、この間に於ける産業、経済、文化、交通等の変遷と北九州市周辺農村としての都市化の現象に伴い、従来の農村としての形態容相を顕著に異なるに至り、住民諸士の町制施行に対する要望も高まり、ここに遠賀今後の躍進を図るために遠賀村発足三十五周年を記念して来る四月一日を期して町制を施行することといたしました。つきましては本村の過去を回顧し、現況を見ます時に、幾多先輩諸士の本村自治行政の発展に貢献せられた足跡を偲び、町制施行にあたり地域の発展と住民の福祉増進につとめ美共し遠賀町にふさわしい発展を図らなければなりません。

発行所 遠賀村役場
編集発行 遠賀村総務課
印刷所 印刷所
冷牟田印刷合資会社

昭和三十九年度村・県民税申告書の提出について

右の申告書及び書き方の説明書を各世帯（給与所得とみなされる所得者の世帯を除く）に送付しますので説明書及び次の事項に留意の上失期なく提出下さい。

なお、左記②、③の申告義務のある人で申告書の送付を受けていない人は役場事務係に請求の上必ず提出願います。

記

① 提出期限及び提出場所
三月二十一日（土）まで
区長又は役場事務係

② 申告をしなければならぬ人
昭和三十九年一月一日現在、当村に住居登録等の有無を問わず、住所（生活の本拠）があり、昭和三十八年中の所得金額が九万円以上ある人（次記③に該当しない人を除く）は申告をしなければなりません。

③ 給与所得者で申告しなければならぬ人
給与所得者は通常の場合、申告する必要はありませんが、次のような特別の人は申告しなければなりません。

(イ) 給与所得のほかに地代、家賃、配当、原稿料、農業、営業、恩給、退職所得などの給与以外の所得がある人。(注) 所得税の確定申告、これらの給与以外の所得が五万円以下であれば申告の必要がありませんが、村・県民税の申告については、五万円以下でも申告しなければなりません。

(ロ) 本年一月一日現在、給与の支払を受けている人で、勤務先より役場に給与支払報告書の提出のない人（昭和三十八年度村・県民税を給与から天引きされたことのない人、若しくは、現在天引きされていない人は勤務先より報告のない場合があり、給与支払報告書の報告の有無について勤務先の給与担当者にお尋ね下さい）

(ハ) 昭和三十八年中に就職した人で、前職で給与所得のある人。

(ニ) 昭和三十八年中に給与所得のある人で、昭和三十八年中に退職した人。

(ホ) 雑損控除や医療費控除を受けようとする人。

④ もし申告をしなかったとき
(イ) 申告をしなければならぬ人が申告書を提出しなかったとき。
(ロ) 申告期限を過ぎて申告書を提出したとき。

(ハ) 申告書に必要な記載及び必要書類の添付がないとき。

以上のときは、扶養控除などの所得控除や障害者などの税額控除をしないで税金を計算することになり余分の税金を納めなければなりませんから御注意下さい。

⑤ 申告書及び説明書の送付について
申告書は、世帯別に取りまとめて申告該当者に送付していただきますが、送付を受けた人が単なる所得の名義人等である場合は間違いですから実際の所得者名で申告して下さい。

なお、申告書の書き方の説明書は一世帯一部しか送付しませんので、同一世帯内の申告該当者共同でお読みなさい。

⑥ 申告書の送付を受けて申告義務のない人
(イ) その事由を具体的に記載の上、

税務係にお返し下さい。

(ロ) 昭和三十九年一月一日現在、転出されている人については関係者においてお知らせ下さい。

(次頁へ続く)

⑦わからないことがあるときは

申告書の書き方などについては、送付からないときがあるときは、送付申告書に住所、氏名、扶養親族、事業専従者及び生命保険料等の欄は記入し、必要書類等を持参の上、

昭和38年分所得税確定申告について

本年もいよいよ確定申告をしていただく時期になりました。皆様方には、すでに御自分の所得金額は算定してあること存じますが、申告書の記載の方法につきましては、本年は申告書の様式も変わって何かとおわかりにくい点があると思われまので次の点に特に御注意されるようお願いいたします。

所得税の確定申告及び事業税の申告について

一、申告期限

所得税の確定申告

三月十六日(月)まで

事業税の申告

三月二十一日(土)まで

二、受付日時

左記により、本村役場で若松税務署、直方財務事務所係来庁の上所得税の確定申告、事業税申告及び個人の村・県民税申告の共同受付を行います。

記

月 日	所得税の確定申告	事業税	村県民税(予定)	役場横公(場)	民館別館(所)
二月二十七日(木)	〇	〇	〇	役場横公	民館別館
〃 二十八日(金)	〇	〇	〇	〃	〃
〃 二十九日(土)	〇	〇	〇	〃	〃
三月九日(月)	〇	〇	〇	〃	〃
〃 十日(火)	〇	〇	〇	〃	〃
〃 十一日(水)	〇	〇	〇	〃	〃
〃 十二日(木)	〇	〇	〇	〃	〃
〃 十九日(木)	〇	〇	〇	〃	〃

〇印は係員来庁受付日

として代用することはできませんので「提出用」に記載して下さい。

二、申告書の下部のミシン線以下の部分は申告書の受付書ではありませんから切り取らないで下さい。

三、納税相談の日時、場所については後記(所得税の確定申告及び事業税の申告について)のとおりですが、会場が大変混雑すると思われまので申告書の住所、氏名、職業、電話番号欄は、もちろん裏面の2の配偶者控除、扶養控除欄の氏名、続柄、生年月日は記載しておいて下さい。

四、納税についても3期分には、有利な延納の方法がありますので、同会場の徴収課員と相談して下さい。

①注意時間

平日は、午前十時より午後四時まで受付、土曜日は午前中のみ。

②所得税の確定申告又は事業税申告のため来庁される際は村・県民税の申告書もお忘れなく持参の上申告願います。

③三月十五日は日曜日ですが、午前中のみ所得税の確定申告を北九州市若松区体育館(若松区外町一丁目区役所横)で受け付けます。

三、確定申告をしなければならぬ人

①昭和三十八年中の所得金額(利子所得を除く)が「一〇七、五〇〇円+配偶者控除額+扶養控除額」より多い人は申告しなければなりません。

②給与所得者は申告する必要がありませんが、特別の人は申告しなければなりませんので申告書の送付を受けてない人で申告の必要あると思われる人は、確定申告受付の日に来庁の上おたずね下さい。

③退職所得についても②と同様です。

四、確定申告をすれば税金の戻る人

①昭和三十八年中の配当や原稿料などの収入が少なくしてそのほかの所得も多くない人。

②給与所得や退職所得のある人で雑損控除、医療費控除又は寄附金控除を受けることができる人。

③給与所得者で昭和三十八年中途で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった人。

④予定納税をしている人で申告納税額が予定納税額より少なくなるときは(その翌日)は「税の相談日」です。税のことなら匿名で、何でも気軽に相談できることになっていきますから、としどし利用して下さい。

所得税の青色申告決算書は所定の期日まで御提出下さい

毎月5日の(休日)にあたるときは(その翌日)は「税の相談日」です。税のことなら匿名で、何でも気軽に相談できることになっていきますから、としどし利用して下さい。

財産の贈与にご注意

財産を、ただで他人にやれば贈与税がかかります。売買の形式をとっても実質的に贈与と認められて同様贈与税がかかる場合があります。株式や不動産など妻や子供

の名義に変える人が見受けられますが、思わぬ税金がかかることがありますので注意して下さい。

贈与税の申告と納税は2月中に済ませることになっておりますが、詳しいことは税務署にお尋ね下さい。

社会保険で

くらしの保障

桜の花が開くとともに学窓を巣立つ人びとは、新しい人生の抱負と一本立ちに対する一抹の不安に、胸をときめかしていることでしょう。これからの、ながい人生行路のなかでは、いつ病氣やけがをするかわからず、また不幸が訪れるかもしれません。しかし、これからは、いままでのように、親にすがるといわけにはいきません。そこで、このような不時の災難に備え、「くらしの保障」をしようにするのが社会保険で、はいる資格と給付の概要はつぎのとおりです。

健康保険、五人以上の従業員のある会社につとめている人。給付の種類は、保険で医者にかかれること、病氣や出産のときの手当金、分娩費

厚生年金保険、五人以上の従業員のいる会社につとめている人。不具になったとき、としをとったとき、なくなつたとき年金を受給

日雇労働者健康保険、日々雇われる人。給付の種類は、健保に同じ。

船員保険、五人以上の船舶、二十人以上の漁船の乗組員。給付の種類は、仕事上の事故もふくめて、健保、厚生年金の給付のほか、失業したときの保険金、国民年金、二十才以上でつとめていない人。給付の種類は、厚生年金保険に同じ。

これらの制度は、国民年金を除いては、その就職した会社(事業所)が、加入手続きをすることになっています。

もぐり職業

あっせん人にご注意

求人をするには、公共職業安定所を利用する方法、安定所へ届け出をし、承諾を得てから募集広告を行なう方法などがありますが、悪質な事業主は、はじめからこれらの方法をくらす、あっせん人とか、募集人と呼ばれる人たちによつて、いわゆる「もぐり紹介」「もぐり募集」をしています。これらの人たちによつて紹介されたら、募集に応じた求職者は大なり小なり被害をうけ、なかには人身売買の対象になった人もいます。あっせん人は、人を紹介することによつて多くのあっせん料をとり、ときには賃金のピンはねをも行なうことがあります。昭和三十四年十一月から三十五年八月にかけて、もぐりあっせん人四人が九州地方の女子約六十人を、熱海、伊東方面の芸妓置屋にあっせんし、あっせんした女子一人につき、五千円から二万円の謝礼をうけとり、さらに芸妓置屋はこれらの女子に売春を強要していたこともあります。このような実例がたたくさんありますので、甘言につられないよう注意しましょう。

なたねの管理

ことしのなたねは、いままでのところ、ます、順調に育つています。むかしは、よく刈り取り前にあぜ道からなたね圃のうえにマリを投げ込んで、それが下に落ちるか、または、枝にかかつてとまるていどをみて収量を予測したものです。すなわちマルが上の方とまつたほど収量が多いとみただけです。実際に収量を多くするためには、単位面積あたり、稔実数を多くすることですが、そのためにはやはり枝を多く育てることが必要です。まき栽培上のも植え付け本数がはるかに少ない移植栽培では、枝の数の多少は直接収量にひびいてきます。だいたいなたねの主要腋芽が四十から四十五本ぐ

らいますが、ふつうは枝にまで育つのは二十五本以下ぐらいで

す。苗の生育が悪かったり、直まきは栽培で播種適期を過ぎて晩まきになった場合、また管理が適切でないなどの原因で、植付け密度が小さい移植栽培でも六・七本ぐらしか枝が出ない場合があります。冬のあいだの寒害や、肥切れ、あるいは湿害は腋芽の発育をとめて、枝の数を少なくしますから、一月から二月ははじめごろにかけては、これらの対策を考えた管理でなければなりません。生育の悪い移植なたねや、元肥をやつただけの直まきのなたねでは追肥を急ぐことが必要です。この時期の追肥は補助的なもので、春まきのトウ立ちまでに生育の遅れをとりもとし、寒害などの障害を防ぐのが目的です。また寒い時期は雨が降ると、土じょうの乾きが悪く、湿害を受けやすいので、圃場の排水にはじゅうぶん意を用い、とくに水田の平あぜ直まきでは漸次、高あぜの形に仕上げる方が安全です。葉や莖にアントリアン色素がでて、赤変がひどいなたねはすでに、肥料切れ、寒害、湿害などの現れですから、適切な管理をやりましょう。

昭和39年度春季全国火災予防運動の実施

について

火災予防思想の普及については、日頃格別の御配慮を願っておりますが、火災発生件数は、年々激増を示し、さらに火災による死傷者もまた増加しつつあり、きわめて憂慮にたえないものがあります。

本年も春の火災多発期を迎えるにあたり左記にのり春季全国火災予防運動が実施されますので村民各位の御協力をお願いします。

記

一、実施期間

前期 昭和三十九年二月二十
九日から三月六日まで

(主として特殊火災の防止に重点をおく)

後期 三月七日から三月十三日まで

二、重点目標

- (1) 小さな防火運動の実施
- (2) 避難設備の点検整備及び避難

あなたは権利を放棄していませんか

あなたも権利を放棄していませんか

あなたは権利を放棄していませんか。

あなたには村民として当然受けられる権利があります。これらは住民登録をしなければ受けられない場合があります。住民登録をまだされてない方は至急役場住民係で手続きし下さい。

住民移動手続のしかた

出生や死亡、転入転出等の移動手続が不馴れのため殆んどの人役場に何度も足を運ばれておりますが、次に移動手続のしかた並びに必要な書類を簡単に記しますので、熟読の上どんな届出も一回役場の窓口に来ればすむように心がけて下さい。

記

住民の移動(出生、死亡、転入転出)には必ず住民移動届(用紙は部落区長事務所または役場受付にあります)に記入して区長の認印を貰って下さい。住民移動届の提出がないと役場で受付できませんので注意して下さい。

一、出生届(出生の日から十日以内)に届出ること

(イ) 村内で生れたとき

戸籍の出生届書と同時に持って来るもの

① 住民移動届

② 妊婦手帳

難訓練の実施

(3) 特殊火災の防止

(4) 車両火災の防止

向、本村は右期間中に、小中学校及び保育園の避難訓練と各家庭の立入検査を実施する予定です。

あなたは権利を放棄していませんか

- ③ 国民健康保険証
- ④ 配給通帳(農家はいらない)
- ⑤ 印鑑

以上のものを持参の上役場住民係で手続きをして下さい。

(ロ) 村外で生れたとき

戸籍の出生届は、生れた市町村役場にするが、その他は村内で生れたときと同じ手続きです。

二、死亡届(火葬場使用料七〇〇円)

(イ) 村内で死亡したとき

- ① 戸籍の死亡届
- ② 住民移動届
- ③ 国民健康保険証(葬祭費支給に必要)
- ④ 配給通帳(農家はいらない)
- ⑤ 印鑑

(ロ) 村外で死亡したとき

戸籍の死亡届は死亡地の市町村役場に出すが、他のものは本村役場に提出する。

三、転入したとき

- ① 転出地市町村から交付された転出証明書
- ② 住民移動届

四、転出するとき

- ① 住民移動届
- ② 配給通帳
- ③ 国民健康保険証
- ④ 印鑑

以上のものを提出すれば転出証明書を発行します。

※この記事は切取って見やすい所に貼って下さい。

